

総則

1. 目的

この指導指針は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)及び仙台市火災予防条例(昭和48年仙台市条例第4号)の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2. 運用上の留意事項

この指導指針は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性等に応じた安全対策を向上するために付加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項(指導)は、防火対象物の安全性向上のために定めたものではあるが、防火対象物の関係者に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該防火対象物の関係者に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、防火対象物の関係者に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過を明確にする等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

なお、この指導指針は令和4年3月時点の法令等に基づき構成されているものである。基準日以降の法令改正等により変更があることに十分留意されたい。